

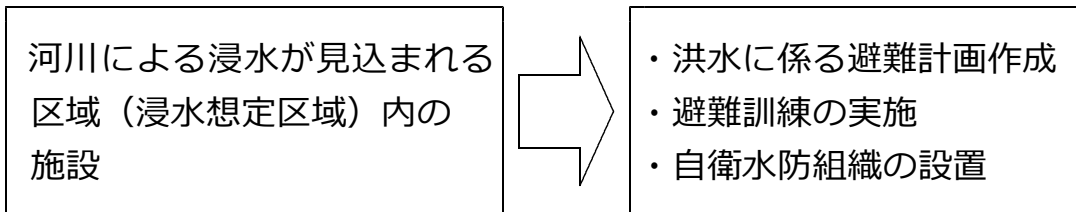
要配慮者利用施設の避難計画
作成の手引き
(洪水避難確保計画)

徳 島 県

趣 旨

○策定の方向性

岩手県での浸水被害を受け、国・県・市町村では、次の対策を進めています。



※避難計画は、消防計画など既存の計画に内容追加する形でも可能

※自衛水防組織は自衛消防団が既存である場合は、併用しても可能

※対象施設、社会福祉施設（老人福祉施設、介護保険施設、有料老人ホーム等も含む）、学校、医療施設等

○水防法の規定について

市町村の防災計画に施設名及び住所が掲載された施設
→計画策定や訓練実施の努力義務が有ります。

しかしながら、近年の激甚かつ頻発する豪雨、また、岩手県では、防災計画未記載で避難計画未策定施設が被災を受けたことを考慮し、現段階では、市町村の防災計画に記載のない施設であっても、浸水区域内にある施設については、全施設について洪水に係る計画策定・変更、訓練実施等をお願いします。

○計画策定期限

近年の頻発・激甚化する降雨に備え、平成29年3月末までに、上記計画などの策定終了を目指しています。利用者の迅速な避難のため、策定等にご協力をお願いします。

作成の手順

1 施設が浸水想定区域内にあるかどうかの確認

施設が浸水想定区域内かどうかは、次で確認してください。また、確認については、1河川のみを行うのではなく、徳島市に施設が所在するのであれば、浸水想定区域の指定がある市町村に徳島市の名前があるすべての河川について、確認してください。

河川ごとの浸水想定区域等

	河川名称	管理者	浸水想定区域指定のある市町村	区域図面URL
1	吉野川	国	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町	http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/sin/sui/top_index.html
2	旧吉野川	"	徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/sin/sui/kyuyosi_6/kyuyosi_6.html
3	今切川			
4	那賀川	"	阿南市、小松島市	http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/disaster-prev/floodsim/nakagawa.html
5	派川那賀川			
6	桑野川	"	阿南市	http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/disaster-prev/floodsim/kuwano_souteisaidaikibo.html
7	那賀川	県	那賀町	次のページの浸水想定区域情報参照
8	桑野川	"	阿南市	
9	勝浦川	"	徳島市、小松島市、勝浦町	
10	鮎喰川	"	徳島市	
11	園瀬川	"	徳島市	
12	宮川内谷川	"	阿波市、藍住町、板野町、上板町	
13	飯尾川	"	徳島市、吉野川市、石井町	
14	新池川	"	鳴門市	
15	川田川	"	吉野川市	
16	江川	"	吉野川市	
17	ほたる川	"	吉野川市	
18	福井川	"	阿南市	
19	日和佐川	"	美波町	
20	海部川	"	海陽町	
21	貞光川	"	つるぎ町	
22	穴喰川	"	海陽町	

※上記アドレスについては、手入力で入力いただけますようお願いいたします。

■ 県管理河川の浸水想定区域情報

県管理河川 前ページの表の7～22の浸水想定区域図は、次のホームページで確認してください。

浸水想定区域情報

徳島県HP (<http://www.pref.tokushima.jp/>)

徳島県総合地図提供システム

(<http://maps.pref.tokushima.jp/>)



2 施設が浸水想定区域内・区域外の措置

区域内外で次のとおり、取り扱いが変わります。

浸水想定区域外 ----- 避難確保計画策定不要

浸水想定区域内 ----- 次の手順により、
既存計画変更や新規作成

3 非常災害対策計画又は消防計画の有無

既存の計画がある場合、次の仕分けにより計画の策定等手続きを進めてください。

- 非常災害計画又は消防計画がない場合 → 計画の策定
p 4の4 をご覧ください。
- 既に非常災害計画又は消防計画がある場合 → 計画の変更
p 8の5 をご覧ください。

4 洪水に関する避難計画の策定

○洪水に係る避難計画に盛り込む内容

洪水に係る避難計画は、次の内容を盛り込む必要があります。

- ①洪水時等の防災体制
- ②利用者の洪水時の避難の誘導
- ③洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
- ④洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
- ⑤自衛水防組織を置く場合、
 - ・自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
 - ・自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - ・その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- ⑥その他の事項

○計画のひな形について

【国土交通省の手引き】

詳細な計画の作成については、国土交通省が手引きをホームページで公開しています。参考としてください。

- ・要配慮者利用施設施設（病院を除く）に係る避難確保計画

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/14_hinankeikaku_hairyosya_1507.pdf

- ・医療施設等（病院、診療所、助産所、老健）に係る避難確保計画

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/bousai/hinan/04_1507.pdf

<p>要配慮者利用施設（病院を除く）に係る避難確保計画 作成の手引き（案） （洪水・内水・高潮編）</p> <p>平成 27 年 7 月</p> <p>国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室</p> <p>この手引きは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。 市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。 なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。 また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することも良い。 避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。</p>	<p>医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等） に係る避難確保計画作成の手引き（案） （洪水・内水・高潮編）</p> <p>平成 27 年 7 月</p> <p>国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室</p> <p>この手引きは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。 市町村地域防災計画に定める医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。 なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。 また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することも良い。 避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。</p>
--	--

○具体的な計画内容（標準的な記述、ひな形）

標準的な記述内容は、次のページ以降のとおりです。

〇〇保育所における洪水時等の避難確保計画

・老人ホーム等施設の種別によりタイトルを変更

第1節 総則

1 目的

第1条 〇〇保育所洪水時等避難確保計画は、水防法の規定に基づき、施設における洪水等の被害から施設利用者（以下「利用者」という。）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

・老人ホーム等施設の種別によりタイトルを変更、水防法の規定に基づきの文言を記載

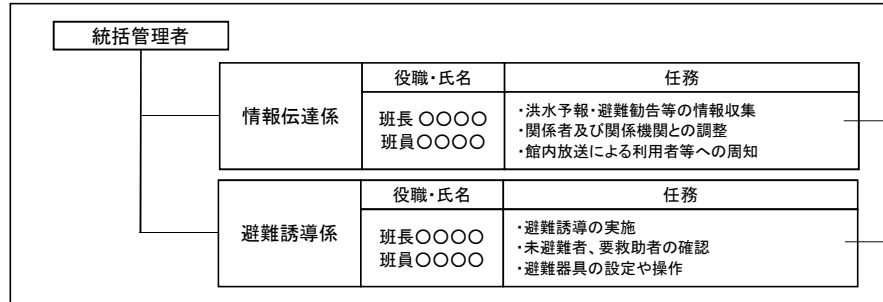
2 避難確保計画の適用範囲

第2条 この避難確保計画は、施設の勤務者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

第2節 自衛水防組織

1 自衛水防組織と役割分担

第3条 〇〇保育所の自衛水防組織として、施設長(管理者)を統括管理者とし、次の任務分担により、組織活動を実施する。



・左記は班長・班員1名づつだが、必要な人員を列記すること
・任務についてもその他考えられることは記載すること

・左記は班長・班員1名づつだが、必要な人員を列記すること
・人員が足りない場合には、予め近所の方等と協力体制を検討すること

2 自衛水防組織員の防災教育及び訓練

第4条 自衛水防組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災に係る研修を受けさせるとともに、年1回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

・避難訓練の実施については、国(厚生労働省)から年末までの実施について、状況確認有り

第3節 防災体制

1 洪水時の防災体制

第5条 洪水時においては、次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報(〇〇川氾濫注意情報)発表 ・〇〇川が氾濫注意水位到達 ・大雨洪水注意報発令	・洪水注意報等の情報収集 ・統括管理者への情報の報告	・情報伝達係
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備情報の発令(市町村) ・洪水警報(〇〇川氾濫警戒情報)発表 ・〇〇川氾濫警戒情報 ・〇〇川が避難判断水位超過 ・大雨洪水警報発令	・気象情報等の情報収集	・情報伝達係
		・使用する資機材の準備 ・保護者への連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・避難に時間を要する人の避難開始(避難準備情報発令時)	・避難誘導係 ・情報伝達係 ・情報伝達係 ・避難誘導係
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示又は避難勧告の発令 ・〇〇川氾濫危険情報発表 ・〇〇川が氾濫危険水位超過	・避難誘導	・全職員で対応

・体制確立の判断時期の〇〇川の河川名については、当該施設が浸水想定区域内にはいる河川名を記載すること。吉野川と園瀬川、吉野川と鮎喰川など2つの河川の浸水想定区域内に位置している場合には、2つの河川について記載が必要。
・洪水警報及び洪水注意報、氾濫注意情報は、次の洪水予報河川のみ【吉野川、那賀川、勝浦川】、
・氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位はすべての洪水予報河川及び水位周知河川で定められている。
・氾濫警戒情報、氾濫危険情報についても、すべての洪水予報河川、水位周知河川で定められている。

洪水予報河川： 吉野川、那賀川、勝浦川
水位周知河川： 旧吉野川、今切川、派川那賀川、桑野川、宮内谷川、川田川、鮎喰川、園瀬川、桑野川上流、福井川、那賀川(那賀町)、日和佐川、海部川、貞光川、

2 情報収集及び伝達

第6条 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 徳島気象台ホームページ(http://www.jma-net.go.jp/tokushima/)
洪水予報、水位到達情報	インターネット(国土交通省(川の防災情報)、県(徳島県県土防災情報管理システム))、すだちくんメール
避難準備情報、避難勧告、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール

・収集方法については、例示を記載、防災無線やその他の方法も活用可能であれば記入
 ・水位情報のインターネットのうち国土交通省は、吉野川、旧吉野川、今切川、那賀川、桑野川 について、「川の防災情報」で入手、その他の水位周知河川等は徳島県県土防災情報管理システムで水位情報の情報入手
 ・市町村防災部局からの情報伝達が受けられる場合は、それも情報入手手段として記載のこと

第7条 情報の伝達については、情報伝達係が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- 2 情報については、自衛水防団統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設内関係者情報共有を行う
- 3 警戒体制の際、避難準備情報が発出され、避難を開始する際には、「保護者緊急連絡網」に基づき、〇〇避難場所に避難する旨を連絡する。また、〇〇市〇〇課(防災部局)へも連絡する。
- 4 避難完了後、〇〇市〇〇課へ完了した旨を連絡する。また、避難箇所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、「保護者緊急連絡網」に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

・市への連絡については、各市町村ごとに扱いが異なる場合があるため、避難開始連絡が必要かどうかを市町村(防災部局や施設所管部局)と打合せ記載

・周囲の状況により、引き渡しが困難な場合は、引き渡しを行わないこと

第4節 避難誘導等

1 避難誘導

第8条 避難場所については、〇〇市〇〇町 〇〇コミュニティセンターとする。

・市町村のハザードマップにより近くの避難所を確認

第9条 周辺の浸水の状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難箇所への避難が困難な場合には、本施設2階に避難を行う。

・水位の上昇が早いときには、高い箇所への避難を行うこと。2階建てでない場合は、近くの避難できそうなビルや施設と予め調整を行い、その箇所に避難するよう記述すること

第10条 避難箇所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る

第11条 避難箇所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器を使用、誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、市町村(防災担当部局)と経路等について確認の上、実施する。

・車での避難については、渋滞と道路の冠水が避難の支障となるため、市町村との情報交換を行うこと

2 避難の確保を図るための設備等の配備

第12条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。なお、これら資機材については、日頃からその維持管理に努める。

収集する情報	収集方法
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員・利用者)、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、一時避難のための食料・水、防寒着、雨具

・備品等の整備については、左記記載分をすべてそろえるというのではなく、左記を参考とし、避難に必要なものを追記や削除等を行うこと

5 洪水に関する避難計画の変更

消防計画や非常災害対策計画が存在する場合には、当該計画に次ページの内容を追加することで計画策定とすることが可能です。追加する標準的な内容については、次ページから記載してありますので、参考にしてください。

※ P 9 (案) の 1 既存計画の条文に追加する場合 参照

既存の計画の内容から追記することが困難な場合は、既存の計画の付則部分に別に「洪水対策規程」を作成する旨を記載し、別途規程を作成することも可能

※ P 1 1 (案) の 2 付則に記述し、規定を追加する場合 参照

6 計画策定・変更後の対応

上記により、**計画の策定・変更が終了**した場合には、次ページのかがみを作り、**市町村防災担当部局へ報告**を行ってください。

○**市町村の防災計画に「要配慮者利用施設」として記載がある場合**
→様式 1 をかがみとし、避難計画を添付し、市町村防災部局に報告

○**市町村の防災計画に記載のない場合**
→様式 2 をかがみとし、避難計画を添付し、市町村防災部局へ報告

〇〇保育所消防計画

第1節 総則

1 目的

第1条 この計画は、〇〇保育所の防火管理義務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び安全の確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

また、水防法の規定に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることについてもその目的とする。

下線部追加

2 消防計画の適用範囲

第2条 この計画は、施設の勤務者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

変更なし

3 防火管理者の権限等

第3条 防火管理者については、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行う。ただし、すべてにおいて、施設管理者に対し、報告の義務を負う。

(1) 消防計画の作成及び変更



変更なし

(8) 消防計画の作成及び変更

4 消防機関への報告・連絡

第4条 防火管理者は、次について、消防機関への報告等を行う。

(1) 消防計画の提出



変更なし

(4) 自衛消防組織訓練の際の事前報告及び指導の要請

第2節 予防対策等

1 予防管理組織

第5条 火災予防や地震の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、消防用設備の点検検査を行う点検検査者を指定する

変更なし

2 火元責任者

第6条 火元責任者は次の業務を行う。

(1) 建物や消防関係設備の日常点検

変更なし

(2) 防火管理者の補佐

3 自主点検の実施

第7条 自主点検検査の火元責任者は次の業務を行う。

(1) 火災通報設備 機器点検6月 総合点検7月

変更なし



第3節 火災予防措置

1 防火管理者への連絡

第8条 次に掲げる事項を行う場合には、事前に防火管理者に報告する者とする。

(1) 指定場所以外で火気を使用するとき



変更なし

(3) 改装・模様替えを行うとき

2 火気使用時の遵守事項

第9条 火気を使用する者は、日常を通して次の事項を守らなければならない。

(1) 火気使用設備器具は使用前に必ず点検を行うこと。



変更なし

(2) 就業時は、吸い殻等の処分を適切に行うこと。

第4節 自衛消防活動対策等

等を追加

1 自衛消防の組織及び任務

第10条 自衛消防組織は、施設長を自衛消防隊長、防火管理者を自衛消防副隊長とし、自衛消防隊を次表の通り組織する。

変更なし

(注)施設長と防火管理者が同一の場合は、自衛消防隊長のみの場合あり。10条条文をそれに合わせ次表も反映すること

次表省略

2 避難経路関係

第11条 防火管理者は屋内から屋外に通じる避難経路図を作成し、従業員及び利用者等に周知する。

3 自衛水防組織

変更なし

第12条 洪水発生に備え、自衛水防組織として、施設長(管理者)を統括管理者とし、次の任務分担により、組織活動を実施する。

第12条
すべて
追加

統括管理者		
	役職・氏名	任務
情報伝達係	班長 ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報・避難勧告等の情報収集 関係者及び関係機関との調整 館内放送による利用者等への周知
	班員 ○○○○	
	役職・氏名	任務
避難誘導係	班長 ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導の実施 未避難者、要救助者の確認 避難器具の設定や操作
	班員 ○○○○	

第5節 洪水時の活動

第5節すべて追加

1 洪水時の防災体制

第13条 洪水時には、次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報(〇〇川氾濫注意情報)発表 〇〇川が氾濫注意水位到達 大雨洪水注意報発令 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報等の情報収集 統括管理者への情報の報告 	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達係
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報の発令(市町村) 洪水警報(〇〇川氾濫警戒情報)発表 〇〇川氾濫警戒情報 〇〇川が避難判断水位超過 大雨洪水警報発令 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集 使用する資機材の準備 保護者への連絡 周辺住民への事前協力依頼 避難に時間を要する人の避難開始(避難準備情報発令時) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達係 避難誘導係 情報伝達係 情報伝達係 避難誘導係
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 避難指示又は避難勧告の発令 〇〇川氾濫危険情報発表 〇〇川が氾濫危険水位超過 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員で対応

2 情報収集及び伝達

第14条 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 徳島気象台ホームページ(http://www.jma-net.go.jp/tokushima/)
洪水予報、水位到達情報	インターネット(国土交通省(川の防災情報)、県(徳島県県土防災情報管理システム))、すだちくんメール
避難準備情報、避難勧告、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール

第15条 情報の伝達については、情報伝達係が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- (1) 情報については、自衛水防組織統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設内関係者情報共有を行う
- (2) 警戒体制の際、避難準備情報が発出され、避難を開始する際には、「保護者緊急連絡網」に基づき、〇〇避難場所に避難する旨を連絡する。また、〇〇市〇〇課(防災部局)へも連絡する。
- (3) 避難完了後、〇〇市〇〇課へ完了した旨を連絡する。また、避難箇所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、「保護者緊急連絡網」に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

3 避難誘導

第16条 避難場所については、〇〇市〇〇町 〇〇コミュニティーセンターとする。

第17条 周辺の浸水の状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難箇所への避難が困難な場合には、本施設2階に避難を行う。

第18条 避難箇所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る

第19条 避難箇所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器を使用、誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、市町村(防災担当部局)と経路等について確認の上、実施する。

4 避難の確保を図るための設備等の配備

第20条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。なお、これら資機材については、日頃からその維持管理に努める。

収集する情報	収集方法
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員・利用者)、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、一時避難のための食料・水、防寒着、雨具

第6節 教育及び訓練

1 防災教育及び訓練の実施

第21条 防火管理者は、従業員等に対して次により、防災教育及び訓練を行う。なお、防災教育及び訓練については、洪水対応にかかるものも実施することとし、自衛水防組織を中心とした実施内容とする。

- (1) 防災教育 2月、8月
- (2) 総合訓練 2月、8月 (注)各施設が消防計画等で規定されている回数を満たすものとする
- (3) 部分訓練 毎月1回

(案)の2 付則に記述し、規程を追加する場合

消防計画の条項については、そのままし、付則の部分に次の通り記述する。

付則 洪水に伴う自衛水防組織及び避難にかかる事項については、別に定める「洪水対策規程」によるものとする。

「洪水対策規程」は、ひな形1のとおり作成を行うこと

下線部追記

様式1

〇〇第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 殿

〇〇保育所、〇〇老人ホーム、社会福祉法人〇〇
管理者、代表者、理事長 〇〇 〇〇 印



(注) 該当する名称で公印取得

水防法第15条の3第1項に基づく避難計画について（報告）

このことについて、計画を定めましたので、別添のとおり報告します。

様式2

〇〇第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 殿

〇〇保育所、〇〇老人ホーム、社会福祉法人〇〇
管理者、代表者、理事長〇〇 〇〇 印



(注) 該当する名称で公印取得

洪水にかかる避難計画について（報告）

このことについて、計画を定めましたので、別添のとおり報告します。